

<対象者・制度全般について>

Q1. 補助金の対象者は？

A1. 下記の表に列挙された方で要件を満たす方が補助対象者となります。

| 補助対象者 |
|--|
| 市内に事業所を有する、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 |
| 市内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が300人以下である医療法人、社会福祉法人 |
| 市内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が300人以下である企業組合、協業組合、農事組合法人（協同組合等に該当するものを除く。）、一般社団法人、一般財団法人 |
| 法人税法上の収益事業（個人税法施行令第5条に規定される34事業）を行い、市内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が300人以下である特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、事組合法人（協同組合等に該当するものを除く。）、一般社団法人、一般財団法人 |

Q2. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは？

A2. 資本金・従業員数が下記の表に示す企業又は個人です。

| 主たる事業の業種 | 資本金の額・常時使用する従業員（いずれかを満たすこと） |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く） | 3億円以下 または 300人以下 |
| ② 卸売業 | 1億円以下 または 100人以下 |
| ③ サービス業 | 5千万円以下 または 100人以下 |
| ④ 小売業 | 5千万円以下 または 50人以下 |

Q3. 個人事業主で事業所は宇部市内ですが、住所が宇部市外の場合は対象になりますか？

A3. 住所が宇部市外であっても、事業所の所在地が宇部市内の場合は対象になります。

Q4. 公共交通事業者は、なぜ対象外なのか？

A4. バス、タクシー、鉄道等の公共交通事業者の令和4年度の燃料費については、山口県が令和2年度の燃料費の10分の3を補助することとされていますので、本制度では対象外としています。

Q5. 宇部市税の滞納がありますが、対象になりますか？

A5. 対象外です。宇部市税に滞納がないことが要件です。

- Q6. 国や県の補助金等を受けていても、本補助金の対象となりますか？
- A6. 本補助金の対象経費に対し、国や県、その他の公共機関から補助金等の交付を受けている場合は、対象となりません。
- Q7. 対象月とは何ですか？
- A7. 補助対象経費の算定範囲となる燃料油の購入期間として、申請者が任意に設定する令和4年の1月から7月の間の連続する2か月のことです。
- Q8. なぜ対象月を連続した2か月としているのか？
- A8. 令和4年の1月から7月の連続した任意の2か月分の合計消費量を対象とすることで、月ごとに消費量の増減があり偏りがある場合でも、幅広く補助対象となるようにしています。
- Q9. 対象月における燃料購入量とは何を指しますか？
- A9. Q7で回答した対象月に給油・納品された燃料油量です。対象月に注文し、対象月以外に納品されたものは含みません。
- Q10. 燃料油を掛け買いしている場合、対象月の燃料購入量は何を指しますか？
- A10. 原則、対象月における締め日（例：毎月20日締めの場合は、前月21日から当月20日まで）までの燃料油量を指します。ただし、提出が必要な書類（請求書、領収書等）で掛け買いした給油・納品日が個別に明らかな場合は、Q9で回答した燃料購入量としていただいても構いません。
- Q11. 燃料購入量に原材料として使用するものや、他者に販売するものを含めても良いですか？
- A11. 対象外となりますので、含めないでください。原材料として使用及び他者への販売を目的に購入したものは、燃料購入量から除いてください。
- Q12. 対象となる燃料油の油種は何ですか？
- A12. ガソリン、軽油、重油、灯油です。それ以外の油種については対象外です。
- Q13. 燃料価格上昇額とは何ですか？
- A13. 原油価格高騰前の令和2年と令和4年の1月から7月までの山口県の燃料油の価格を比較した価格上昇相当額です。各燃料油の燃料価格上昇額は次のとおりです。
ガソリン35円、軽油35円、重油35円、灯油32円
- Q14. トラックをリース・レンタルして事業を行っていますが、対象となりますか？
- A14. 機器・設備をリース・レンタルして事業をしている場合でも、燃料油を自社で購入していれば対象となります。

Q15. 宇部市内に事業所がありトラックを計20台保有しており、宇部市内のA地に10台、宇部市外のB地に10台駐車しています。どちらも多量の燃料（軽油）を購入していますが、補助対象となりますか。

A15. 事業所が宇部市内にあることが要件ですので、駐車（保管）場所が宇部市外でも、その機器・設備の燃料の購入については補助対象となります。

Q16. A法人の事業所が宇部市内に4つあり（B、C、D、E事業所）、宇部市外に事業所が1つ（F事業所）ある場合、どのように申請すれば良いですか？

A16. 法人の場合、申請単位は事業所ではなく法人としていただきます。F事業所は宇部市外の事業所ですので対象外です。その他宇部市内の事業所（B、C、D、E事業所）について、燃料油の購入量を合算して申請して下さい。

Q17. A法人の事業所が宇部市内に4つあり（B、C、D、E事業所）、B及びC事業所の燃料油の購入量を合算してA法人名で申請しました。その後D及びEの事業所の燃料油の購入量を合算してA法人名で申請することは出来ますか？

A17. 同一の中小企業者等による複数回の申請は出来ません。A法人名で申請できるのは1回限りです。

Q18. 補助対象経費の算出方法を教えてください。

A18. 令和4年の1月から7月の連続した任意の2か月分を対象月として設定します。次に、対象月に燃料として購入したガソリン・重油・軽油・灯油について、油種別に燃料購入量（ℓ）×燃料価格上昇額（円）を算出します。最後に、油種別の合計した額を算出します。

（補助対象経費の計算例：対象月を令和4年4月・5月に設定）

・4月分計：47,250円 ガソリン35円×1,000ℓ=35,000円
重油35円×350ℓ=12,250円
・5月分計：82,250円 ガソリン35円×2,000ℓ=70,000円
重油35円×350ℓ=12,250円

★補助対象経費

・4月分47,250円+5月分82,250円=129,500円 ≥ 100,000円

Q19. 補助対象経費を計算すると8万円でした。補助金はいくらになりますか？

A19. 補助対象経費10万円以上が対象になりますので、8万円の場合は対象外となります。

Q20. なぜ補助対象経費が10万円以上でないと対象外なのですか？

A20. 本補助金は、原油価格高騰による影響を考慮し、事業活動において特に多量に燃料油を使用することで、直接的に影響を受ける市内中小企業者等の負担軽減を図ることを目的としています。価格高騰前の令和2年と比べた燃料油の負担増分が2か月で10万円以上となる中小企業者等を「多量に燃料油を使用する中小企業者等」として支援対象としているものです。

Q21. 補助金の算出方法を教えてください。

A21. Q16 で回答した補助対象経費に 1 / 2 を乗じてください。千円未満を切捨てた額が補助金交付申請額となります

(Q16 の例の場合：129,500円 × 1 / 2 = 64,750円 ⇒ 64,000円)。

Q22. 他の事業所のスペースを間借りして事業を実施しているが対象となるのか？

A22. 申請者本人が所有、または賃貸契約を交わして使用している事業所が対象となります。

<申請書・添付書類について>

Q23. 申請書はどこで入手できますか？

A23. 市ウェブサイト、商工振興課で入手できます。

Q24. 申請書は手書きで書いて提出しても良いですか？

A24. 手書きの申請書でも提出できます。ただし、市ウェブサイトからダウンロードできる電子様式 (Excel) は、補助対象経費や補助金交付申請額の自動計算等ができますので、なるべく電子様式 (Excel) に入力して作成してください。

Q25. 申請書に押印は必要ですか？

A25. 申請書への押印は不要です。

Q26. 市内に事業所が複数ありますが、所在地を全て記載しなければなりませんか？

A26. 市内事業所の燃料油購入量を合算する場合は (Q&A16 参照)、対象の事業所の所在地を申請書の「1 申請者の基本情報 (市内事業所の所在地)」に併記してください。

Q27. 燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等とはどのようなものですか。

A27. トラック、ダンプ、船舶、ボイラー、自動車、建設機械、製造機械、農業用施設等です。

Q28. 申請書の「4 燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等の保有状況」は、燃料油 (ガソリン・軽油・重油・灯油) を使用する機器・設備等を全て記載しなければなりませんか？

A28. 全て記載する必要はありませんが、補助対象となる購入した燃料油に係る機器・設備等については、必ず記載してください。

Q29. 申請書の「4 燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等の保有状況 (駐車・保管・設置場所)」の所在地の地番について、複数の場所に駐車等している場合はどのように記載すれば良いですか？

A29. 全ての駐車・保管・設置場所の所在地の地番 (市外含む) を記載してください。

Q30. 購入した燃料油の内容が分かるものが必要ですか？

A30. 購入日、購入した油種と数量、支払金額が記載された書類が必要です（下記参照）。なお、必要に応じて購入先に照会を行う場合があります。

○補助対象経費の内容（購入日、購入した油種と数量、支払金額）が記載された書類の写し（領収書、クレジットカード売上票・利用明細書などで申請者名の記載があるもの）

○支払い方法ごとの添付書類（例）

- ・現金払の場合：領収書
- ・口座振込の場合：請求書、振込明細書又は口座通帳（表紙・記帳箇所）
- ・口座振替の場合：請求書、口座通帳（表紙・記帳箇所）
- ・カード払の場合：クレジットカード売上票・利用明細書

Q31. クレジットカード支払いの際の注意事項・提出書類はありますか？

A31. 個人事業主の場合は代表者個人名義のクレジットカードで、引き落とし口座が代表者個人の名義であるもののみ対象となります。

法人の場合は、カードの名義は問いませんが、引き落とし口座が法人の名義であるもののみ対象となります。

申請の際は、クレジットカード売上票・利用明細書の写し等を添付してください。

<申請方法について>

Q32. 申請期間は？

A32. 令和4年8月22日（月）から令和4年10月31日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）とします。

Q33. 提出方法は？

A33. 郵送または電子申請により提出をお願いします。

Q34. 郵送での提出先は？

A34. 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市商工振興課 あて

Q35. 電子申請はどこからできるのか？

A35. うべ電子申請サービスから、必要事項を入力いただき、必要書類を添付して申請してください。

https://s-kantan.jp/ube-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4214

スマートフォンの方はこちら



Q36. 添付に必要な書類を紛失したが申請できないのか？

A36. 書面において審査を行うため、再発行等により、必要書類を用意して申請してください。

Q37. 添付書類を同封し忘れた場合、どのようにすればよいのか？

A37. 追加提出書類であることがわかるように、メモ等を同封いただき郵送してください。なお、多くの申請があった場合、書類の突合に時間を要することも想定されます。申請される際には、不備の無いように申請書への記載内容と添付書類の再確認をお願いします。

Q38. 確定申告をしていないが申請できないのか？

A38. 営業活動を証する書類が必要です。確定申告書がない場合は、開業届の写し等、事業実態を証する書類を1点提出してください。

<その他>

Q39. 申請から補助金交付までの流れを教えてください。

A39. 補助金の支払いは、申請書の提出を受けてから、申請書の記載内容、添付書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、振込を行います。

Q40. 申請から振込までどのくらいの期間がかかるのか？

A40. 申請に不備がなければ、申請書を受理した日から2週間程度でお支払する予定です。

Q41. 振込通知は届くのか？

A41. 振込のお知らせは致しませんので、通帳の記帳によりご確認ください。申請書提出後、30日を経過しても振込がない場合などのやむを得ない場合を除き、振込日等のお問い合わせは、お控えいただきますようお願いいたします。なお、補助金を交付することが適当でないと認められるときは不交付決定通知書を送付することとなります。

Q42. 補助金の交付を受けた後、返還を求められることがあるか？

A42. 補助金交付後であっても、虚偽の報告によって補助金の交付を受けた等、補助金を交付することが不適切と市長が認めた場合は、返還を求めることとなります。